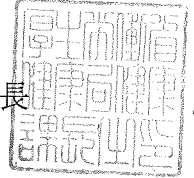


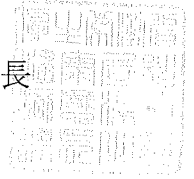
健健発 1224 第9号
健感発 1224 第5号
令和元年 12月 24日

公益社団法人 全日本病院協会
会長 猪口 雄二 殿

厚生労働省健康局健康課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



風しんの追加的対策の更なる促進について（協力依頼）

風しんの追加的対策については、「風しんの追加的対策に係る対応について(協力依頼)」(平成31年2月22日付け健健発0222第10号・健感発0222第6号)により、風しんの抗体検査及び予防接種の体制構築に係る御協力をお願いしたところです。

本対策の進捗について、現時点では、本年度のクーポン券発送対象者のうち、本年4月から9月にクーポン券を使用し抗体検査を受けた者は約13.4%に留まっています。本対策を更に促進するためには、対象者の利便性を向上させることが必要で、事業者が実施する定期健康診断等の機会に抗体検査を受けられる環境を整えることが非常に重要です。

つきましては、風しんの抗体検査及び予防接種の体制構築に当たり、下記のとおり貴会に御協力いただきたい事項を取りまとめましたので、改めて貴会会員への周知等を図っていただくとともに、本対策の更なる促進について引き続き御協力をお願いします。

記

- (1) 貴会会員に対して、風しんの集合契約に参加いただくよう、引き続き働きかけをお願いしたい。また、集合契約に参加している場合は、クーポン券を利用して抗体検査が可能である旨を積極的に定期健康診断等の契約に際して事業者等に知らせていただくよう、周知をお願いしたい。
- (2) 貴会会員の風しんの集合契約への参加状況について、厚生労働省に対して定期的に(当面の間は毎月)御報告をお願いしたい。

なお、集合契約への参加いただいている機関名について、同意が得られる範囲で当省ホームページにて公表させていただく可能性があることに御留意いただきたい。

貴会会員のうち、もし集合契約に来年1月末時点において参加しない場合は、参加できない理由について今後の検討に資するためアンケートを実施することを検討しています。

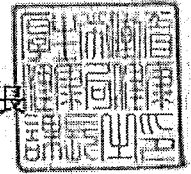
- (3) なお、抗体検査費用については事務手続き等も勘案して設定したものであることから、集合契約に参加して定期の健康診断や特定健康診査と同一機会に市区町村事業による風しんの抗体検査を受けることができるようにした場合は、事業所等との契約において追加で費用の請求をしないようお願いしたい。

参考 「風しんの追加的対策に係る対応について(協力依頼)」(平成31年2月22日付け健健発0222第10号・健感発0222第6号)

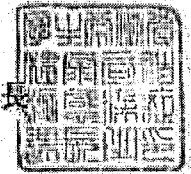
健健発 0222 第 10 号
健感発 0222 第 6 号
平成 31 年 2 月 22 日

公益社団法人 全日本病院協会
会長 猪口 雄二 殿

厚生労働省健康局健康課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



風しんの追加的対策に係る対応について(協力依頼)

本年2月1日、予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第20号)及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第9号)が公布・施行され、別紙1の「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」(平成31年2月1日付け健発0201第2号厚生労働省健康局長通知)のとおり、都道府県等に対し周知したところです。

今般の改正では、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性(以下「対象男性」という。)が風しんに係る定期の予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。)の対象者として追加され、事前に抗体検査を実施し、十分な量の抗体を保有していないことが判明した場合は、風しんに係る定期の予防接種の対象となります。

また、対象男性が働く世代であることから、厚生科学審議会の議論を踏まえ、昨年12月に取りまとめた別紙2の「風しんに関する追加的対策」においても、毎年職場で受診する定期の健康診断の機会等に風しんの抗体検査を受けることが可能となるよう、利便性の向上を図ることとしております。

これを受け、対象男性がクーポン券を提示することにより、職場等において、無料で抗体検査を受検することが可能となるよう、本年4月以降全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関等(以下「医療機関等」という。)が集合契約を締結するなどの環境整備を進めていくこととしており、今月19日に、全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関等(以下「医療機関等」という。)が締結する風しんの抗体検査及び予防接種の委託に関する集合契約の取りまとめ者として、全国知事会と公益社団法人日本医師会に御対応いただ

けることとなったところです(集合契約の全体像については別紙3「集合契約のイメージ(風しんの追加的対策)」のとおり)。

つきましては、下記のとおり集合契約に係る手続き及び別紙4の「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き(第1版)」(以下「医療機関向け手引き」という。)等に基づく風しんの抗体検査及び予防接種の体制構築に当たり、貴会に御協力いただきたい事項を取りまとめましたので、改めまして御協力のお願いをさせていただきますとともに、関係者への周知等を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 貴会への依頼事項

- (1) 集合契約にできるだけ多くの医療機関等が参加いただけるよう、貴会の医療機関等への呼びかけをお願いしたい。
- (2) 集合契約に関する貴会の医療機関等の委任状の取りまとめ及び保管をしていただきたい。
- (3) (2)により取りまとめた委任状をもとに「実施機関一覧表」を作成し、貴会から公益社団法人日本医師会宛ての再委任状とともに公益社団法人日本医師会に提出いただきたい。

2 貴会の医療機関等への依頼事項

- (1) 全国統一の集合契約が円滑に実施されるよう「医療機関向け手引き」を作成したので、本手引きを参照の上、住民の利便性向上という趣旨を御理解いただき、集合契約に係る委任状を貴会等といった取りまとめ団体に提出いただきたい。
- (2) 風しんの追加的対策の対象男性が、集合契約により風しんの抗体検査又は予防接種を受けられるよう、運用開始に向けた準備を進めていただきたい。
- (3) 地域の医療機関等においては、市区町村から要請があった場合には、夜間・休日でも風しんの抗体検査や予防接種が提供可能となるよう体制整備に向けてできる限り御協力いただきたい。なお、体制整備に当たっては、以下の点に十分御配慮いただきたい。
 - ・ 抗体検査や予防接種を受ける者に適切に対応できるよう、2次救急医療に対応可能な医療機関との連携を図ること
 - ・ 迅速な体制整備の観点から、特に、既に夜間・休日に診療を行っている地域の医療機関等との連携を図ること